

第四條 解雇せらるる者ニハ帰國旅費をノ次ク支給スベシ

有配偶者 五拾員

单身者 三拾員

第五條 最低賃銀ヲ制定スベシ

第六條 請負制度ヲ撤廢スベシ

第七條 就業時間ヲ八時トニスベシ

第八條 総テノ罰金制度ヲ撤廢スベシ

第九條 早出残業ニ対スル分増ヲスベシ

但シ一日收ノ割五分以上

第十條 通勤者ニ対シテハ通勤手当を支給スベシ